第三十三条第三項	住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に
第三十三条第四項	住所地市町村長は	住所地区長は
	附票管理市町村長に	附票管理区長を経由して附票管理市長に
	附票管理市町村長は	附票管理区長は
第三十三条第七項	住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に
	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長
	住所地市町村長（	住所地市長（
	これ	住所地区長（国外転出者にあっては、附票管理区長）を経由してこれ
第三十五条第一項	市町村長は	市長は
第三十五条第一項第一号	住所地市町村長	住所地市長
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。第三十七条第一項において同じ。）
第三十五条第二項	委任市町村長	委任市長
	市町村長を	市長を
第三十六条第二項及び第三項	市町村長	市長
第三十七条第一項	委任市町村長の統括する市町村	委任市長の統括する市（個人番号通知書に係る事務にあっては、当該市に属する区）
	当該委任市町村長	当該委任市長
［略］	［略］	［略］

第三十三条第三項	住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に
	住所地市町村長は	住所地区長は
第三十五条第一項	市町村長は	市長は
第三十五条第一項第一号	住所地市町村長	住所地市長
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。第三十七条第一項において同じ。）
第三十五条第二項	委任市町村長	委任市長
	市町村長を	市長を
第三十六条第一項及び第三十八条	委任市町村長	委任市長
第三十六条第二項及び第三項	市町村長	市長
第三十七条第一項	委任市町村長の統括する市町村	委任市長の統括する市（個人番号通知書に係る事務にあっては、当該市に属する区）
	当該委任市町村長	当該委任市長
第五十条第一項	市町村	市
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。